

兎山郡買地券の「発見」

—新出資料調査記—

稲田奈津子

「買地券」は中国に源を発する考古遺物で、墓地を正当に購入したことを証明する売買契約書のことであり、その多くは冥界の神々から購入したとする非現実的な内容となっている。これを遺体とともに墓中に埋納することで、死者の安らかな眠りを願うのである。

中国では後漢時代（一世紀）からその事例を確認でき、地域によっては二世紀の今日まで作成され続けているという。長期にわたる文化だけあって、発掘品や伝世品として現在確認されているだけでも膨大な点数にのぼる。一方で周辺国では、管見の限りでは朝鮮半島で三点、日本で二点の買地券が知られるのみである。日本では岡山県倉敷市で奈良時代のものが一点、福岡県太宰府市で奈良～平安初期のものが一点、それぞれ出土している。朝鮮半島では、韓国忠清南道公州市で百濟武寧王（六世紀）のものが一点出土しており、残りの二点は高麗時代（一二世紀）のもので、現在はソウルの国立中央博物館に収蔵されているが、おそらくは高麗の都であった開京（北朝鮮の開城）周辺から出土したものであろう。

このたび、中国・朝鮮・日本の買地券を、豊富な図版とともに一覧できる書籍『黄泉の国との契約書―東アジアの買地券』を作成した。その作成にあたり、あらためて関連論文を探索していたところ、朝鮮の事例を新たに一点追加できることに気づいた。高麗墓誌研究の第一人者である金龍善氏（翰林大学校名誉教授）の論文「新しい高麗墓誌銘七点」（『史学研究』一〇〇、二〇一〇年）に、「(僧)某氏墓誌銘」として紹介されたものである。金龍善氏もこれを一種の買地券であるとし、その釈文と小さな写真図版も掲載されているのだが、買地券も墓誌の一種であるとの判断から「墓誌銘」と名付けら

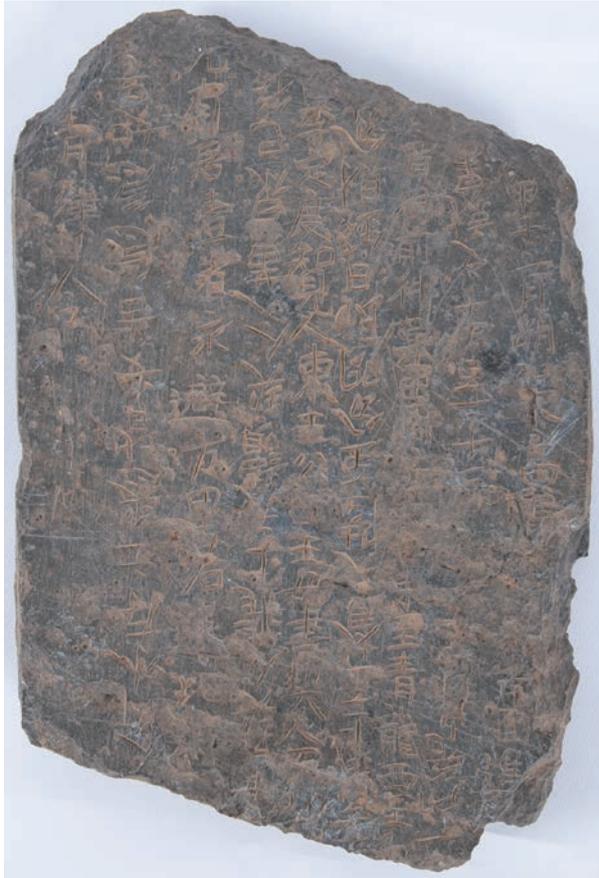
れたため、これまでの買地券研究では見逃されていたのである。

論文には個人蔵とのみ記されている。そこで知人を介して金龍善氏に連絡をとったところ、すぐに関係者に問い合わせてください、現在は東谷博物館（全羅南道光州広域市、二〇二〇年開館）の所蔵に帰していること、同館館長のご好意で再撮影をして画像データを共有してくださることが伝えられた。その後、数十枚もの精細な画像データが届けられ、そのおかげで釈文を大幅に追加・修正することができた。特に大きな収穫は「兎山郡」という具体的な地名を読みとることができた点である。

買地券の多くは、冒頭に被葬者に関する情報（名前や肩書、本籍地や墓の所在地など）が記されるのであるが、残念ながら本資料は冒頭部分の文字が欠損・剥落し、被葬者に関する情報をほとんど知ることができない。金龍善氏が「僧」としているのも類例からの推測に過ぎない。今回、「兎山郡」という開京近郊の具体的な地名が判明したことで、本資料もやはり開城周辺からの出土品であるとの推測が可能になった。そこで上記書籍では、資料名を「兎山郡買地券」と表記することにした。

高麗時代の買地券は、同時代の中国買地券にみえる典型的な文例をもとに記されており、兎山郡買地券もその例に漏れない。そう思っただけで観察していくと、本資料は上下が大きく欠落していることがわかってきた。となると、欠落の断面にわずかに残る字画を観察すれば、より正確な釈読が可能ではないか。しかし精細な画像データでも、そこまでの観察は難しい。

そこで二〇二二年一月末、出入国時の検査がようやく緩和されたことを受け、東谷博物館での実物調査を実施することにした。金大煥館長をはじめとする同館スタッフの全面的な協力のもと、実物を手にとった際の熟慮調査の時間を与えられ、予想した字画の多くを確認することができた。また石材の特性にもとづく表面剥落の状況や形体的特徴など、実物でしかわからない数多くの情報を得ることができた。精細なデジタル撮影画像の有効性と、それでもなお実物調査の必要性とを、ここ数年のCOVID-19による調査困難な時期を経て、あらためて実感することになった。



兎山郡買地券（東谷博物館撮影）

（縦一九・五cm、横一四・〇cm、厚〇・一〜一・〇cm）

実物調査をふまえて作成したのが、以下の復原積文案である。

「甲子二月朔己未高麗」「南面進」
 「二所兎山郡」「二千二百五十文就皇天后土母
 社稷十二辺買得前件墓田周流」東至青龍西至白虎南至
 朱雀北玄武上至蒼天陸至分明即日錢財分付天地神明
 了保人張陸李定度知見人東王公西王母書契人石功曹読契
 人金主簿書契人飛上天読契人入黄泉已後不得輒
 有侵奪先有居壹者永避万里若違此約地府主吏
 自受其禍主人内外存亡悉皆安吉急急如五帝使者
 青律令

（※の行は天地逆に記される。青文字は推定で追加した）

「甲子二月朔己未」より二二〇四年の作成であること、墓地の購入金額は二二五〇文であり、皇天父・后土母・社稷十二辺といった神々から購入していること、売買契約の保証人も張陸・李定度・東王公・西王母など、中国宋代の買地券に頻出する道教神仙たちであることがわかる。本資料の内容は、中国陝西省出土の馬徳元買地券（一一一七年）との共通点が多く、宋代に広く流通した文例をもとに作文されていることは明白である。高麗と中国との密接な交流を窺わせる事例と言えよう。

上述の書籍『黄泉の国との契約書—東アジアの買地券』には、兎山郡買地券をはじめ、中国・朝鮮・日本の買地券に関する調査・研究の成果をまとめている。架空の契約書という不思議な存在を単純に楽しんでいただきたいが、具体的な文物を通して、前近代東アジアの活発な文化交流の様相を描き出そうという試みでもある。ぜひともご参照いただきたい。

稲田奈津子・王海燕・榊佳子編著

『黄泉の国との契約書—東アジアの買地券』

勉誠出版 二〇二三年三月刊行 定価四一八〇円（税込）

